

令和 5 年度

築上町資金不足比率審査意見書

築上町監査委員

令和6年8月

令和 5 年度 築上町資金不足比率審査意見書

目 次

第1. 審査の種類	1
第2. 審査の基準	1
第3. 審査の対象	1
1. 実施期間	1
2. 対象期間	1
3. 対象比率と会計区分	1 ~ 2
第4. 審査の着眼点	3
第5. 審査の実施内容	3
第6. 審査の結果	3
第7. 審査の内容	4
1. 資金不足比率の状況	4
(1) 築上町水道事業会計	4
(2) 築上町下水道事業会計	4
第8. 意見	4

注釈

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 率は、原則として、小数第2位まで表示する。小数第1位で表示されている場合は、引用された数字であり、その出典元において、小数第1位までの表示であることを示す。2 率の「0. 00%」の表示は、小数第3位においても「0」であることを示す。3 率の「-」の表示は、除数(割る数)が「0」であるため、率が存在しないことを示す。4 率の合計について、端数の処理のため、100%でない場合がある。5 「△120万4, 621円」、「△23. 65%」等の「△」は、マイナスを表す。6 「今年度」は、「対象年度」(令和5年度)を表す。 |
|---|

健全化 法 区 分		本町会計区分		各種比率対象			
一 般 会 計 等 （ 普 通 会 計 ）	・一般会計			↑ 実 比 質 赤 字 率 ↓	↑ 連結 実 質 赤 字 比 率 ↓		
	に 一 般 会 属 計 す る 特 等	・住宅新築資金等貸付事業特別会計					
		・奨学金貸付事業特別会計					
		・椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計					
		・霊園事業特別会計					
公 営 事 業 会 計	特 別 会 計	・国民健康保険特別会計		↑ (1) 資 金 不 足 率 ↓	↑ 実 質 公 債 費 比 率 ↓		
		・後期高齢者医療特別会計					
		公 会 法 適 用 公 営 企 業 計	・水道事業会計				
			・下水道事業会計				
		法非適用				—	
一 部 事 務 組 合 ・ 広 域 連 合	・福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合（一般会計）		対 象 当 町 の 負 担 割 合 で の 按 分 額				
	・福岡県市町村職員退職手当組合（一般会計）						
	・福岡県市町村職員退職手当組合（基金特別会計）						
	・福岡県自治会館管理組合（一般会計）						
	・京築広域市町村圏事務組合（一般会計）						
	・京築広域市町村圏事務組合（広域圏消防特別会計）						
	・築上郡自治会館等資産管理組合（一般会計）						
	・福岡県自治振興組合（一般会計）						
	・福岡県自治振興組合（公文書館事業特別会計）						
・福岡県介護保険広域連合（一般会計）							
地 方 公 社 ・ 第3セクター	・東九州コミュニティー放送株式会社						
	・しいだサンコー株式会社						
	・株式会社つきプロヴァンス						

※ 西角田財産区特別会計、葛城財産区特別会計、上城井財産区特別会計は、『『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』における健全化判断比率を算定するための様式に関する記載要領(都道府県・市区町村共通)』の「個別事項」「1①表 一般会計等に係る実質収支額の留意事項」(P11)により、一般会計等に含まない。

第4. 審査の着眼点

同基準第2条第7項により、資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査することを目的とする。

また、健全化法第22条第3項及び同基準第16条第2項第6号の規定に基づき、この意見書は、監査委員2名の合議で決定された。

第5. 審査の実施内容

審査は、資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、健全化法、その他関係法令に従い、適正に作成されているか、計数が正確であるか、関係書類等を照合審査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続により実施した。

第6. 審査の結果

審査に付された、資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも関係法令等に従い適正に作成されており、算定対象となる会計等はすべて網羅され、計数も正確であると認める。

第7. 審査の内容

1. 資金不足比率の状況

(1) 築上町水道事業会計

比率は、下表のとおりである。

比率名	築上町 の 数 値	説 明	経営健全化 基 準
資金不足比率	比率なし	・マイナスのため比率なし。 ・低い方が良いとされる。	20.0%

築上町水道事業会計の資金不足比率は、マイナスのため、比率なしとなっている。経営健全化基準の20.0%と比較すると、これを下回り、良い傾向とされる。

(2) 築上町下水道事業会計

比率は、下表のとおりである。

比率名	築上町 の 数 値	説 明	経営健全化 基 準
資金不足比率	比率なし	・マイナスのため比率なし。 ・低い方が良いとされる。	20.0%

築上町下水道事業会計の資金不足比率は、マイナスのため、比率なしとなっている。経営健全化基準の20.0%と比較すると、これを下回り、良い傾向とされる。

第8. 意見

特筆すべき点はなし。

第1. 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「健全化法」と言う。)第22条に基づき、築上町長から監査委員に付された審査であり、監査委員の合議による意見を付けるものである。

第2. 審査の基準

この審査は、築上町監査委員監査基準(令和2年3月18日監査委員告示第1号)に基づき実施する。この目的は、同基準第2条第7号に基づき、資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査することにある。

第3. 審査の対象

1. 実施期間

令和6年8月1日(木) から 令和6年8月9日(金) まで
また、関係所管課の関係職員から説明を受けた日は、令和6年8月1日(木)である。

2. 対象期間

令和6年3月31日現在(令和5年度決算に係る数値)
(公営企業会計には出納整理期間が存在しないため、終期は翌年3月31日である。)

3. 対象比率と会計区分

(1) 資金不足比率

上記の資金不足比率及びほか4種類の比率について、審査の対象となる当町の会計区分を図式化したものは、次表のとおりである。

